

(令和6年度版)
新潟市バス運転士移住支援金 募集要領

※本補助金は、個人(移住を伴いバス運転士に就業する方)向けの支援金制度です

新潟市都市交通政策課

以下の要件を満たす移住で、2人以上の世帯は50万円、単身者は30万円の
新潟市バス運転士移住特別支援金(以下、「バス運転士移住支援金」)が交付されます

1. 交付の要件

移住元に関する主な要件

- ・新潟市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、新潟県以外の地域に在住していたこと。

申請者(個人)に関する主な要件

- ・令和6年4月1日から令和7年3月15日の間に、新潟市に住民票を移して転入し、就業を開始していること。
 - ・バス運転士移住支援金の申請時において、大型第二種免許の資格を有し、かつ55歳未満である者。
 - ・バス運転士移住支援金の申請日から5年以上、新潟市に継続して居住する意志があること。
 - ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係をもっていないこと。 など
- ※申請日から5年以内で新潟市から転出した場合、移住支援金の返還が求められます。

就業に関する主な要件

- ・就業先が、新潟市内で路線バス、区バス、住民バスの運行している乗合バス事業者(大型二種免許を必要とする車両を用いて運行している事業者に限る。)が掲載しているバス運転士としての求人に応募し、路線バス等のバス運転士として就業したものの。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ・当該就業先において、バス運転士移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。 など

※申請日から5年以内で支援金の対象の職を辞した場合、移住支援金の返還が求められます。

2. 申請受付期間

令和6年8月13日から令和7年3月15日(消印有効)

※予算上限に達した場合、上記期間中でも申請受付を終了します。

3. 支援金の額

2人以上の世帯の場合:50万円、単身の場合:30万円

- ・2人以上の世帯の場合は、申請者のほか、世帯員の方についても、移住元の要件などを満たす必要があります。なお、2人以上の移住であったとしてもそれら要件の確認ができない場合には、単身者として取り扱います。

4. 支援金申請、交付決定から補助金受領までの流れ

※申請を予定される場合は、必ず申込窓口へ事前にご相談ください。

住民票を新潟市へ移し、事業者への就業を開始したのちに、以下の書類を申込窓口にご提出(持参または郵送)ください。

【申請書類】

1. 新潟市バス運転士移住特別支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
2. 様式1別紙1(誓約事項)、様式2別紙2(個人情報取扱)
3. 就業先企業等の就業証明書(別記様式第2号)
4. 移住元の住民票除票の写し(世帯で申請する場合は世帯員全員分)
5. 振込先口座が確認できる預金通帳の写し
6. 運転免許証の写し
7. 新潟市制度用の納税証明書(申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。)

- 申請内容を精査し、交付の可否については「交付(不交付)決定通知書」により通知します。交付決定日から15日程度で、指定した口座へ補助金を振り込みます。
- バス運転士の求人募集の有無については、各事業者の採用窓口へお尋ねください。
- 補助対象の要件を満たすかを確認するため、必要に応じて追加書類の提出や立ち入り調査を行う場合があります。新潟市補助金交付規則および要綱に定める規定に違反した場合等、交付決定の取消、既に交付を受けている補助金を返還させる場合があります。
- 事業内容の詳細については、要綱または下記問い合わせ先へご連絡下さい。

5. お申込み・お問合せ窓口

窓 口 〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地(ふるまち庁舎5階)

新潟市都市交通政策課 企画係

電 話 025-226-2725

メール kotsu@city.niigata.lg.jp

移住に伴う支援金は「バス運転士移住支援金」のほかに、いくつかの制度がございます。なお、「バス運転士移住支援金」の交付を受けた場合、他の移住に伴う支援金を併用して受給することはできません。

移住元や就業の要件、18歳未満の世帯員がいるなどの要件によっては、「バス運転士移住支援金」よりも支援金の額が上回る場合があります。交付対象となる要件のご確認など、詳しくは都市交通政策課までご相談ください。

新潟市移住支援金 (新潟市 雇用・新潟暮らし推進課)

東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)から新潟市への移住で最大**100**万円交付



二次元コード